

特集：体制移行国における裁判の独立の実態

ロシアにおける裁判の独立
——裁判官自治と裁判官の身分保障の視角から——

小森田 秋夫

はじめに

公正な裁判を実現するためには、裁判官の独立が保障されなければならない。裁判官の独立を保障するためには、司法権の独立が保障されなければならない。裁判官の独立とは、直接的には個々の裁判の場における職権の独立を意味するが、それを担保するものとして、裁判官の身分保障が必要である——このような連関の把握が、裁判の独立を論ずるさいのひとつの規範的前提であろう。

しかし、例えば訴訟遅延が蔓延するような状況のもとでは、迅速な裁判の実現が独自の要請として重視されることがありうる。また、裁判官のプロフェッショナルとしての資質が問題にされることもある。それらは、裁判官の独立とどのようにかかわるのであろうか¹。

また、外部との関係において独立が要請される司法府の内部において、裁判所“当局”あるいは“上級”裁判所と個々の裁判官との関係は、裁判官の独立という観点から見てどのように位置づけられるのであろうか。

このように問題を拡げて考えると、どのような現象が裁判官の独立の侵害として認知され、誰が、何のために、どのような手段で現実独立を侵害しようとしているのか、裁判官の側には、それに対抗する、またはそれを受け入れるどのような制度的・主体的その他の条件が存在しているのかを、それぞれの社会の歴史的・社会的文脈に即して考察することが必要になる²。

ソ連時代の末期、裁判官の独立の侵害を象徴する言葉として人口に膾炙したのは、「電話法〔*телефонное право*〕」であった。それは、直接には、党機関やそれと一体となった司法省の地方機関を意味する「地方権力」の担い手が、個々の事件をめぐる“配慮”を加えるよう裁判官に直接働きかける行為を指す。“配慮”の内容は必ずしも政治的なものとはかぎらない。働きかける主体と事件の当事者との単なる個人的関係が背景となっている場合もあったであろう。いずれにしても、「電話法」が成り立つ（効果を発揮する）のは、裁判官の任期制と信任投票的な選挙制が、候補者を決定する権限をもった「地方権力」による事実上の任命制として機能しているからであると理解され、裁判官の身分保障の確立が中心的な改革課題のひとつとして認識されていた。しかし、裁判官の独立にとっての問題は、「電話法」のような“わかりやすい”現象にだけあるのではない。例えば、同じくソ連時代末期に、刑事司法の歪みを表わすものとしてしき

りに語られた「訴追側への偏り〔обвинительное уклонение〕³は、裁判官に対する訴追側からの眼に見える具体的な働きかけの結果というよりも、刑事訴訟の構造そのものに由来し、裁判官において内面化されたものとなっていた、ととらえるべきであろう。そもそも、権力統制のもとで司法権⁴の観念（したがってその独立という観念）が成立しておらず、ソ連共産党の指導性が無限定な、裁判官の独立にも事実上優位する体制原理として受容されていたのであり、冒頭で述べた規範的前提は成立していなかった。そのような条件のもとでは、裁判官の独立の侵害が問題化される基盤そのものが乏しかった、と言わざるをえない。そのようななかで、まずは「電話法」という直接的な現象が問題を手繰りだす出発点となったのは、よく理解できることである。

その当時から20年近くが経過した。上記の規範的前提は、すでに承認されている。かつては存在しなかった裁判官自治の仕組みが構築され、裁判官の身分保障において決定的な役割をはたすに至っている。当事者から距離を置いた第三者としての裁判所の位置を明確にする方向への刑事司法の構造転換も、新刑事訴訟法典において結実した⁵。

それでは、裁判官の独立をめぐる問題の現実のありようは、どのように変化したであろうか。本稿では、司法権の外部からの独立という論点が依然として存在することを認識しつつも、何よりも司法権の内部に眼を向け、刑事司法を背景にした、裁判官自治のもとでの裁判官の身分保障という視角から、問題に迫ることにしたい。手がかりとされるのは、モスクワ市の裁判所におけるいくつかの具体的な事例である。

1. 裁判官自治と裁判官人事

1) 裁判官共同体

ロシアでは、「裁判官共同体〔судейское сообщество〕」と呼ばれる裁判官自治の仕組みが築かれている。

まず、ソ連邦末期の1991年9～10月に（第1回）全ロシア裁判官大会が開催され、続いて92年6月に制定された「裁判官の地位についての法律」⁶（以下、裁判官地位法）によって、全ロシア裁判官大会を頂点とする裁判官共同体の諸機関が法制化された。2002年3月には「裁判官共同体の機関についての法律」（以下、裁判官共同体法）⁷が独自に制定され、当初の機関編成を若干修正しつつ、改めて制度の整備が行なわれた。

02年法によれば、裁判官共同体は、連邦憲法裁判所裁判官から治安判事に至るすべての裁判官によって構成される。裁判官共同体は、「司法権の担い手としての裁判官の利益を表現するために」、連邦と連邦構成主体の2つのレベルで組織される同型の機関をつうじて活動する。連邦レベルの機関は、全ロシア裁判官大会、それによって選出される連邦裁判官評議会、最高裁判官資格審査会、連邦構成主体レベルの機関は、裁判官協議会、裁判官評議会、裁判官資格審査会である。

全ロシア裁判官大会は、91年の第1回大会以来やや不定期に開かれてきたが、裁判官共同体法は定例大会の開催を5年に1回と定めた。直近の大会は、04年11～12月の第6回大会である。大会代議員の選出基準は、裁判所の系列・レベルごとに法定されている⁸。連邦裁判官評議会の構成も同じく法定されており、各系列・レベルの裁判官が代表される仕組みとなっている。連邦

構成主体裁判官協議会と裁判官評議会の選出基準は、連邦構成主体レベルで定められる。これらは、裁判官のみによって構成される機関である。

連邦裁判官評議会は、必要に応じ、ただし少なくとも年に2回開催される。その権限は、連邦最高裁判所付置裁判局の総局長の最高裁長官による任免に同意を与え、その年次報告を聴取すること、大会閉会中に空席となった最高裁判官資格審査会の裁判官委員を選出すること、裁判官共同体諸機関の活動の経験を総括し改善勧告を行なうこと、連邦議会における連邦予算法案の審議に代表が参加すること、などである。

後述するように、裁判官人事（選任と懲戒）において重要な役割をはたす裁判官資格審査会〔квалификационные коллегии судей〕も、当初は裁判官のみによって構成される機関であった。しかし、裁判官共同体法は、裁判官優位の構成を維持しつつ、大統領代表と「社会〔общественность〕」代表を含めることに改めた。すなわち、最高裁判官資格審査会は29名によって構成され、そのうち18名は、全ロシア裁判官大会において選出母体ごとの代議員集会において秘密投票で選ばれる裁判官、10名は連邦会議（上院）によって任命される「社会」代表、1名は連邦大統領によって任命される大統領代表⁹である。連邦構成主体裁判官資格審査会についても、同様な考え方で代表基準が法定されている（「社会」代表は連邦構成主体の立法機関が任命）。裁判所長・所長代理は裁判官資格審査会のメンバーとなることはできず、同一レベルの裁判官評議会と裁判官資格審査会に同時に選ばれること、異なるレベルの裁判官資格審査会のメンバーになることもできない。

このように、裁判官資格審査会に「社会」代表と大統領代表とが含まれることになった点を除けば、裁判官自治のシステムとしての完結性と包括性が高い。しかし、この自治は機関中心である。裁判官共同体法は、各裁判所レベルで裁判官総会を開催し、裁判官評議会を選出することができるように定めているが、大会・協議会への代議員の選出を除けばその役割は明確ではない。さらに、ロシアには例えばポーランドのような裁判官の任意団体¹⁰は存在しない。これらのことから、ロシアの裁判官共同体システムは、外部との関係において形式上は自律性が高い反面、内部においては官僚機構化する可能性をはらんでいる。

2) 裁判官の選任

ロシアでは、法学教育修了者を裁判官として養成する系統的なしくみは存在せず、法曹一元制がとられていたわけでもなかった。このような前提のもとで、専門法曹としての資質を高めるという課題と人事手続の民主化という課題とに同時に取り組まざるをえなかった。裁判官人事制度は、任期制＝選挙制から終身制＝任命制へと変化し、それともなって、資格要件と資格審査とが導入された。

まず、88年12月のソ連邦憲法の改正によって、裁判官の任期が5年から10年に延長され、選出の主体が原則として同級のソビエト（基層の人民裁判所裁判官は住民の直接選挙）から上級ソビエトに改められた。人事を地元の「地方権力」から切り離すと同時に任期を長くすることによって、裁判官の独立を強化しようとしたのである。これに対して、92年の裁判官地位法は、任期制＝選挙制そのものを放棄し、終身制（不解任原則）を導入するに至った。しかし、養成

のしくみのないままに初任の者を終身で任命することは適切ではないため、早くも93年4月に地位法が改正され、地区（市）人民裁判所と部隊等の軍裁判所の裁判官は、最初は5年の任期で任命し、その後に初めて任期なしで任命することができることになった。95年6月改正で、この初任時の任期は5年から3年に短縮された。2001年には65歳定年制が導入され、2005年に70歳に延長された。

裁判官地位法の定める現行の人事手続は次のとおりである。

裁判官資格をもつのは、①ロシア連邦市民であり、②高等法学教育を修了し、③地区裁判所裁判官や治安判事なら25歳以上で法律職〔юридическая профессия〕の経歴5年以上というような、所定の年齢要件および経歴要件を充たす者である。

法律職とされているのは、①連邦および連邦構成主体の国家権力機関等における国家勤務、②地方自治機関等における自治体勤務、③連邦最高裁判所付置裁判局機関における仕事、④組織的＝法的形態および所有形態を問わず組織の法務〔юридическая служба〕における仕事、⑤研究所等における仕事、⑥中等職業教育、高等職業教育、ポスト高等職業教育施設における法学教員、⑦弁護士、⑧公証人であり、きわめて広い。

裁判官候補者の選抜〔отбор〕は、競争にもとづいて〔на конкурсной основе〕行なわれる。

まず、以上のような資格をもつ者を対象に、裁判官資格試験〔квалификационный экзамен〕が実施される。資格試験を実施するのは、各裁判官資格審査会のもとに置かれる試験委員会である。試験の結果は、優〔отлично〕、良〔хорошо〕、可〔удовлетворительно〕、不可〔неудовлетворительно〕で示され、合格の結果は3年間有効とされる。裁判官職にある者は試験を受ける必要はなく、当初の試験の結果は裁判官職にあるあいだ効力が維持される。

裁判官のポストに空席ができた場合、当該裁判所の所長は裁判官資格審査会にその旨を通知する。資格審査会は、通知を受けてから10日以内に、マスメディアを通じて候補者を募集する。資格試験に合格した者は、所定の書類および試験結果を添えて、資格審査会に空きポストへの推薦を求める。資格審査会は、試験結果を含む書類審査（および面接）にもとづいて、応募者のうちの1名または数名¹¹を推薦する決定を採択する。所長は、資格審査会の決定に不同意の場合は資格審査会に差戻すことができるが、後者が3分の2の多数で当初の決定を改めて採択したときは、提案手続に入らなければならない。すなわち、推薦された候補者は、連邦通常裁判所の裁判官については連邦最高裁長官に、仲裁裁判所の裁判官については最高仲裁裁判所長官に示され、それぞれ長官の提案にもとづいて大統領によって任命される。

任期3年の裁判官が引き続き任官しようとする場合、改めて資格審査会の推薦に始まる任命手続が採られる。上級裁判所への転出も、昇任ではなく同様の手続で行なわれる^{12,13}。

3) 懲戒

裁判官地位法は、裁判官の権限が終了〔прекращение〕する事由を列挙している。そのうち、自らの意思による辞職、健康状態その他の正当な理由による長期にわたる職務執行不能などの場合は、退任〔отставка〕として扱われ、「退任裁判官〔судья в отставке〕」という称号、人身の不可侵、裁判官共同体への帰属が保持される。

当初、退任扱いされない権限終了事由のひとつとして「裁判官の名誉と尊厳を傷つけ、または司法権の権威を引き下げようとする非行〔*поступок*〕」が挙げられていた。このことは、このような非行が認定された場合の処分としては解任〔*досрочное прекращение полномочий*〕という選択しかないことを意味した。その結果、実務においては、軽微な非行であるにもかかわらず解任という厳しい処分を行なうか、解任を避けるために自ら辞職を申し出た形にするか、あるいは、何らかの問題を認めつつ何らの処分を行なわないか、いずれかの道がとられていた。そこで、法律改正により裁判官の規律責任についての条文が新たに設けられ、裁判官地位法および全ロシア裁判官大会によって承認される裁判官倫理章典〔*Кодекс судейской этики*〕の規定違反として定義された規律違反行為〔*дисциплинарный поступок*〕に対して、警告または解任という懲戒処分を行なうことができることとされた。裁判官倫理章典は、1993年10月にロシア連邦裁判官評議会によって制定されたロシア連邦裁判官名誉章典〔*Кодекс чести судьи*〕¹⁴に代えて、2004年12月の第6回全ロシア裁判官大会によって採択されている¹⁵。

懲戒処分についての決定を行なうのは、裁判官資格審査会である。裁判官共同体法によれば、相当する裁判所もしくは上級裁判所の所長の提案または裁判官共同体の申立てにもとづき、提出された資料に規律違反行為を行なった状況を確認する情報および裁判官を評価するデータが存在するとき、資格審査会の審理に付される。これら以外の機関や役職者および市民からの苦情〔*жалоба*〕と情報は、資格審査会自らが点検するか、点検のためにしかるべき裁判所長に回付される。解任についての決定は、出席者の3分の2の多数で採択される。かつては、裁判官資格審査会の決定に対しては最高裁判官資格審査会上訴し、後者の決定に対してはさらに連邦最高裁判所に上訴することができるとされていたが、裁判官共同体法は、連邦構成主体資格審査会の決定に対する上訴は州級裁判所に対して行なわれる、と改めている。州級裁判所の判決に対しては連邦最高裁判所への上訴が可能であるから、最終的判断が連邦最高裁によって下されるという点は変わらない。

解任の処分を受けた裁判官の数は、1998年115名、1999年92名、2000年75名、2001年45名、2002年36名と減少していたが、2003年には70名に再び増加し¹⁶、2005年には93名(警告は322名)となっている¹⁷。

このように、採用の段階における養成のしくみが整備されておらず、審査も比較的な緩やかなロシアでは、事後に資質の問題が顕在化し、淘汰のメカニズムが活発に働いている。本稿では、最高裁判官資格審査会によって公表されている具体的な懲戒事例¹⁸の全般的な検討を行なうことはできないが、どのような行為が懲戒事由に当たるとされ、とくに解任の処分が下されているかについての分析は、裁判官の独立の観点から見てもきわめて重要である。

そこで次項では、モスクワ市における3つの懲戒事件を取り上げて検討することにしたい。

2. モスクワ市における3つの懲戒事件

1) モスクワ市裁判所判事パーシンの場合

セルゲイ・パーシンは、現代のロシアでもっともよく知られた法律家のひとりである。1991年10月にロシア最高会議が採択しその後の司法改革の指針となった「司法改革の構想」¹⁹の起

草グループのひとりとして30にもならない若さで台頭し、その後、エリツィンの大統領府に入って国家法制局において司法改革を推進、とくに、93年に制定された陪審法の起草者として活躍した。しかし、やがて大統領府を離れ、96年3月にモスクワ市裁判所判事に転じる。

わずか2年後の98年5月、そのパーシンに対し、モスクワ市裁判官資格審査会は「裁判官の名誉と尊厳を傷つけ、または司法権の権威を引き下げようとする非行」を理由に解任の決定を下し、当時の上級審級であった最高裁判官資格審査会も7月にこの決定を追認した。何が起こったのであろうか²⁰。

解任の理由とされたのは、ある刑事事件をめぐるパーシンのふるまいである。合議による判決内容の基本点の決定は4月6日に終了し、翌日からパーシンは参審員を帰して判決文の執筆に入った。判決言渡しは4月15日に予定されていたが間に合わず²¹、これを延期して、あらかじめ裁判所当局の許可を得てあった2日間の無給休暇をとり、サンクトペテルブルグに出かけた。同市立法会議（議会）の招きで²² 刑事訴訟法典草案についての会議に出席し、草案起草グループの責任者として報告を行なうためであった。モスクワに戻ってから判決文の執筆を再開し、判決の言渡しは5月14日に行なわれた。そのわずか2週間後、コルネーヴァ所長の申し立てを受けたモスクワ市裁判官資格審査会が、解任を決定したのである。

理由のひとつは、「合議の秘密」の違反であった。当時の刑事訴訟法典302条は、次のように定めていた。「判決は、合議室において裁判官によって決定される。裁判官の合議の時間、合議室にいることのできるのは当該事件における裁判所を構成する裁判官のみである。他の者が居合わせることは許されない。／夜間が到来したとき、裁判所は休息のために合議を中断する権利をもつ。裁判官は、合議の時間に行なわれた判断を口外することはできない」。この規定の趣旨は明確である。あるコメンタールが述べているように、「判決を下すさいの裁判官に対する外部の影響を排除」し、裁判官の独立を保証するためにほかならない。休憩中といえども、「当該事件についての判決の決定と関連した問題について、誰とであれ交わってはならない」のは当然であらう²³。

問題は、合議の秘密を守る義務がどの時点まで課されるか、である。パーシンは、刑訴法典303条に定められた「判決の決定にさいして解決されるべき問題」（行為の存在、犯罪構成要件該当性、被告人による行為の実行、有責性、刑罰など）はすべて4月6日に合議室において解決されており、そのあとに合議室を離れて他の依頼を遂行することは合議の秘密の違反には当たらない、と主張した。しかし、裁判官資格審査会はこのような主張を認めず、判決の言渡しまでの期間に休息以外の目的で合議室を離れたこと自体を、裁判官としての権限を失わせるに十分なほど「あらかじめ意図して〔преднамеренно〕」「乱暴に〔грубо〕」合議の秘密に違反したものと認定したのである。

同年9月、パーシンの上訴を受けた連邦最高裁民事部は、裁判官が合議の秘密を義務づけられているのは、裁判官によって解決されるべき問題についての投票が終わり判決文の作成に移るまでであるという302条についてのパーシンの解釈は誤りである、とした²⁴。しかし、パーシンがそのような解釈を正しいと確信して行動したことについては争いが無い。また、彼と類似した解釈を示す著名な法律家²⁵の意見が事件の資料として提出されていることを考えれば、パーシン

が誤った解釈をする余地があったことも認められる。しかも、裁判実務の経験がまだ2年程度であることも考慮すれば、彼が「あらかじめ意図して」「乱暴に」違反したとする裁判官資格審査会の判断は、十分に立証されたとは言えない。こうして最高裁は、裁判官資格審査会の決定を取消す判決を下したのである。

この事件の核心は、合議の秘密が守られるべき時期についての刑訴法典の解釈をめぐる争いにあるのではなかった。それだけならば、なぜモスクワ市裁判官資格審査会がこのほか慌しく、しかも“この程度の”理由でパーシンの解任を決め、最高裁判官資格審査会までもがそれを追認したのかを理解することはできない。また、なぜ権利擁護センター「メモリアル」のセルゲイ・コヴァリョーフら人権活動家が、パーシンを擁護するために最高裁における審理に駆けつけ、意見を表明したのかを理解することもできない。

陪審裁判の推進者としてのパーシンは、95年に次のように述べている。「陪審裁判は、何について訴追され、どのように扱われていようと、・・・判決が効力を生ずるまでは無罪と見なされるということが、審理の始まる前に人民の代表者たちに告げられる唯一の裁判である。有罪であることは立証されなければならず、法廷において取り除くことのできなかった疑いは被告人に有利に解釈され、場合によっては無罪にされなければならないということは、法律家なら学生の時から知っている。だが、実際には、残念ながらまったく反対のことが起きている」²⁶。パーシンの判事を務めていた当時、モスクワ市裁判所では陪審裁判はまだ始まっておらず、第一審裁判はこれまでどおり参審制で行なわれていた。しかし、彼は、陪審裁判が先駆的に体現することを期待した新憲法と新刑事訴訟法の理念を、自ら担当した事件において身をもって実現しようとした。犯罪が増大し、優秀な取調官が不足しているという条件のもとでは証拠の蒐集と評価のさいの違反に文句をつけるべきではないという声を、彼の耳は受けつけなかった²⁷。97年には、逮捕・拘留された者の権利を解説した手引き²⁸を著して、検察庁を苛立たせていた。

裁判官資格審査会に引き出される理由を作った事件では、組織集団によって事前に共謀されたビジネスマンの誘拐の容疑で、ソルダテンコフという人物ら数名の被告人が裁かれていた。だが、パーシンが立証されたと認めたのは誘拐についてだけであり、何人かの被告人には執行猶予をつけ、1人は無罪にした²⁹。すし詰めとなった拘留所で重病になっていた被告人のひとりを保釈する決定を、その日のうちに執行されるよう、自腹を切ってタクシーで書記に届けさせるというエピソードもあった³⁰。

こうして、「白いカラス³¹」（コヴァリョーフの言葉）は、モスクワ市裁判所に戻った。しかし、これで一件落着とはならなかったのである。

99年11月、カールガ州オブニンスク市裁判所が、反軍的な信念を理由に兵役に代えて代替役務に服させるよう求めたものの認められず³²、兵役を拒否したネヴェロフスキーという数学者の青年に、自由剥奪2年の刑を言渡した³³。この事件の破毀審において、パーシンは、モスクワ＝ヘルシンキ＝グループ、「メモリアル」などの求めに応じて、第一審判決に批判的な鑑定意見を書いたのである。事件は第一審に差し戻され、2000年7月に自由剥奪1年に減刑されたうえ、大祖国戦争勝利55周年の特赦が適用され、ネヴェロフスキーは刑を免除された³⁴。パーシンは、良心のゆえに罰せられようとした青年を自由の身にした裁判官として、人権活動家のあいだで名

声を高めることとなった³⁵。

同年10月、オブニンスク市裁判所長の申立てを受けたモスクワ市裁判官資格審査会は、裁判官倫理章典の違反を理由に、ふたたびパーシンを解任する決定を下した³⁶。問題にされたのは、現職の裁判官でありながら、別の事件（ネヴェロフスキー事件）に関与したこと、ラジオ放送「モスクワのこだま」に出演したさい、助言を求める市民の希望に応じて自分の電話番号を教えたことであった。裁判官としてのパーシンの訴訟外における行動の是非が正面から問われた2度目の事件で、2001年1月、最高裁判官資格審査会は、パーシンの行動に非を認めず、モスクワ市審査会の決定を取消した³⁷。

こうしてパーシンは、再び裁判官としての地位を回復した。しかし、現役裁判官としてモスクワ市裁に戻ることなく、「退任裁判官」としての肩書きで、いっそう自由に法と司法についての発言を続ける道を選択した。現在は、モスクワ経済＝政治＝法科大学の教授を務めている。

2) モスクワ市裁判所判事クデーシキナの場合

最高裁判官資格審査会がパーシンの地位回復を認める少し前の2000年12月、彼が復帰を断念したモスクワ市裁判所の新所長として、民事部長、所長代理を経て、辞任したコルネーヴァの代行を務めていたオーリガ・エゴロヴァ³⁸が任命された。

そのころ、ザイツェフという内務省特別重要事件取調官が、2つの有名な商業センターへの密輸家具の納入をめぐる事件を捜査していた。その結果、連邦保安庁・内務省・国家関税委員会の高官が被疑者として浮かびあがり、最高検察庁が事件を内務省から取り上げたくて打ち切る見返りとして、被疑者たちが連邦検察庁の職員に200万ドルを支払ったことが電話盗聴によって発覚した。01年春、最高検が犯罪構成要件の欠如を理由に“予定どおり”事件を打ち切っただけではない。逆にザイツェフが、職権濫用の罪で刑事責任を問われることになった。02年9月、モスクワ市裁判所はザイツェフに無罪判決を下したが、翌年1月、検察側の上訴を受けた最高裁は、モスクワ市裁に事件を差戻した。

モスクワ市裁におけるやり直し裁判でザイツェフ事件を担当したのは、20年の裁判官歴をもつオーリガ・クデーシキナであった。クデーシキナ自身が主張するところによれば³⁹、最高検の検察官は、彼らの提出した証拠を裁判所が訴追側にとって有利な角度からのみ取り調べるようあらゆる試みを行なった。しかし、裁判所が証拠を客観的に取調べようとしていることがわかると、審理の延期を求めたり、誹謗的な形で裁判長や参審員の忌避を申立てたりして、訴訟を妨害しようとした。

それらの試みが効果をあげることなく審理が進行したとき、エゴロヴァ所長の介入が行なわれた。クデーシキナは合議室から所長室に呼び出され、審理の過程で誰が、なぜ、いかなる質問をしたのか、裁判所はなぜあれこれの決定を行なったのかを説明するよう求められた。クデーシキナの面前で、所長はザイツェフに対する起訴状を承認した検事総長代理に電話し、訴訟で何が起こったのかを明らかにするために裁判官を呼び出したと報告した、という⁴⁰。エゴロヴァはさらに、検察官のふるまいを自分にとって必要な判決をさせるための裁判所に対する圧力だと見なして職務辞退を求めた参審員たちの申立てを一件記録に添付しないこと、法廷における検察官

の行為について公判調書に記載しないこと、さらにはこれ以上参審員を訴訟に参加させないことを求めた。クデーシキナがこれらの要求を拒否すると、エゴーロヴァは事件を彼女から取り上げ、別の裁判官の担当に移すという挙に出た。こうして03年11月、新しい裁判官は、ザイツェフに自由剥奪2年、執行猶予1年の有罪判決を下し、04年8月、連邦最高裁もこの判決を追認した⁴¹。

このような状況のもとで、クデーシキナは2003年12月に行なわれた国家会議（下院）議員選挙に立候補する。有権者との懇談の折に事件について触れたところ、ジャーナリストが同席していたことが契機となって、彼女はラジオ放送「モスクワのこだま」に出演し、ザイツェフ事件における最高検とモスクワ市裁所長の介入について告発するに至った。最高検当局はクデーシキナの告発を「選挙目当て」と批判したが⁴²、市裁判官資格審査会の前会長クプリアーノヴァ⁴³らモスクワ市裁を退職した4人の裁判官たちが、自らの体験に照らしてクデーシキナの主張の信憑性を疑わないとする発言を、同じく「モスクワのこだま」で行なった⁴⁴。続いてクデーシキナは、エゴーロヴァを解任するよう求めた申立てを、最高裁判官資格審査会に対して行なう。ザイツェフ事件に参加した参審員たちも、これに続いた。

ところが、事態は逆に、クデーシキナ自身が市裁判官評議会によって解任の申立てを受けるという方向に展開する。裁判官評議会議長は市裁所長代理、資格審査会会長も市裁裁判官であり、クデーシキナの主張によればいずれもエゴーロヴァ所長の影響下にある人物である。04年5月、市裁判官資格審査会は、次のような発言を理由に彼女の解任を決定した。「モスクワ市裁判所で仕事をこなした年月は、モスクワにおける裁判官の独立の存在に対する重大な疑いを私に植えつけた。」「法律において司法権の独立した担い手と名づけられている裁判官は、しばしば、裁判所長に従属した普通の役人の地位に置かれている。」「現実には裁判所は、これまでたいていは訴追側に立って現われている。」「裁判は、政治的、商業的または単に個人的な決着をつける道具に転化している。」「このような状況のもとで、民事事件であろうと行政事件であろうと刑事事件であろうと、誰も彼の事件が、誰かの利益のためにではなく法律にもとづいて解決されるであろうと確信をもつことはできない。」

裁判官共同体法によれば、市裁判官資格審査会の決定に対する上訴は、市裁判所がこれを審理することになる。しかしクデーシキナは、市裁所長に対する批判が解任に対する根拠となっている以上、市裁における審理は独立で客観的なものではありえないとして、連邦最高裁への事件の移送を繰り返して求めたが、認められなかった。04年12月、市裁判所は、証人（参審員）を喚問して発言の正当性を立証する機会をクデーシキナに与えないままに、彼女が裁判官に対する「こじつけられた誹謗的な作り話」を流布したという市裁判官資格審査会の認定を正当と認めた。05年1月、連邦最高裁民事部もまたこの認定を追認した。市裁判官資格審査会による解任の決定から1週間後、クデーシキナは、連邦最高裁長官はエゴーロヴァに対する申立てを行なう根拠を認めなかった旨の書簡を、最高裁判官資格審査会から受け取っていた⁴⁵。エゴーロヴァの行為をめぐる真相を追及することはしないという判断が、すでに連邦最高裁指導部によって下されていたのである。

3) ドロゴミーロフスキー地区裁判事メーリコフの場合

05年6月、モスクワ市裁判官資格審査会は、エゴーロヴァの申立てにもとづきドロゴミーロフスキー地区裁判事アレクサンドル・メーリコフを解任する決定を下した。この決定は、同年9月の市裁判所の判決、06年2月の連邦最高裁民事部の判決によって追認された。

パーシヤクデーシキナの場合とは異なり、問題にされたのは、22件⁴⁶にも及ぶメーリコフの下した判決の内容そのものである。元取調官の彼は、未成年者事件や交通事故事件などを扱う刑事裁判官であった⁴⁷。連邦最高裁判決⁴⁸によれば、いくつもの事件において、被告人と被害者との和解を理由に事件を打ち切ったり⁴⁹、抹消されていない前科があるにもかかわらずそれを考慮せずに(軽い)判決を下したり、「近隣の外国」(旧ソ連の独立国家共同体諸国)の市民に対して執行猶予判決を下し、彼らが住所を離れた場合は事実上処罰できなくなったりした。メーリコフによれば、すべての当事者が打ち切りを求めているのにそれを拒否することは、裁判所を当事者の上立つ機関からその意思に反して訴訟を継続する機関に変えてしまうものであり、前科の件は訴追側の事実誤認であり、独立国家共同体市民の件は、法のもとの平等にもとづいて判断せざるを得ないものであった⁵⁰。しかし、これらの主張は認められず、メーリコフは、裁判官としての活動を始めた当初から刑事実体法と手続法の違反を重ねてきた、と認定されたのである。

無罪判決やあまりに軽い判決のゆえに解任されたとするメーリコフの主張について問われたエゴーロヴァは、彼は重大な法律違反を犯したがゆえに解任されたにすぎない、と一蹴している⁵¹。しかし、エゴーロヴァ自身、解任申立てにおいて「メーリコフ判事の一連の判決その他の決定の明白な疑わしさと奇妙な〔刑罰の〕軽さ」を問題にしていた⁵²。

メーリコフによれば、彼の解任事件には前史がある。92年、勾留に対する裁判官の審査制度⁵³が始まると、彼は他の裁判官よりも勾留請求の却下数が多いという意味で「先進分子」と見なされるようになった。02年末、メーリコフは、すべての裁判官の出席するモスクワ市裁の会議においてこのことについて非難される。彼は逆に、エゴーロヴァをはじめとするモスクワ市裁判所の政策に批判を加えた。「社会がわれわれに期待しているのは、検察官のようにすべてにスタンプを押すことではないだろう」と。地区裁判事が勾留請求を却下すると必ず不服申立てがなされ、市裁は圧倒的多数の場合、地区判事の決定を取消すからである。03年、モスクワ市の自治体間裁判所を廃止し、その基盤の上に地区裁判所を設置する法律が制定された。自治体間裁判所の裁判官は大統領令によって再任命されることになったが、エゴーロヴァの推薦にもとづいて04年5月に出された大統領令には、メーリコフを含む13名の氏名が欠落していた。彼らは順次市裁に呼ばれ、静かに裁判所を去るよう求められた。10名はこれを受け入れ裁判官としての地位を保持する「名誉ある辞任」の道を選んだが、メーリコフら3名は応じなかった。そこで、エゴーロヴァは、市裁判官資格審査会に対してメーリコフ解任の申立てを行なうに至った。04年12月に下された審査会の解任決定は、市裁によって手続違反を理由にいったん取消されたが、05年6月、前述したように市裁判官資格審査会は改めてメーリコフを解任する決定を下したのである⁵⁴。

3. 所長の権力と裁判官の独立

1) 「コルネーヴァの真実」と「大臣としての所長」

パーシンの最初の解任事件において、連邦最高裁で彼を弁護したモスクワ市弁護士会の著名な弁護士レーズニクは、司法改革の旗手としての「パーシンの真実」とモスクワ市裁所長としての「コルネーヴァの真実」とのぶつかり合いとしてこの事件をとらえている。パーシンは、単なる仕事としてではなく、高度なプロフェッショナルなわざとして裁判活動にアプローチする。すべての判決において、彼は完璧を求める。あらゆる結論を詳細に理由づけし、例外なくすべての証拠を入念に分析し、見事に推論し、磨き上げられた定式化を行なうのである。しかし、司法へのこのようなアプローチには、時間という犠牲がつきまとう。ソルダテンコフの事件を見ればよい。その判決は、284 ページにも達するのだ。これに対して、コルネーヴァにはコルネーヴァの真実がある。裁判システムに襲いかかる刑事事件の大波は、かなり前から裁判活動をコンベアーに変えてしまっていた。事務渋滞や「墮落したりベラリズム」⁵⁵ についてのあらゆる方面からの非難を撃退しなければならず、困難な活動条件や低賃金のゆえに人員が絶えず流出し、恒常的に欠員が生じているなかで、峻厳な規律を維持するという手段を含めて、なんとか状況を維持しなければならない。完璧どころではない、司法を我慢できる程度に機能させなければならないのだ。レーズニクによれば、両人の悲劇は、2つの異なる、しかしまったく相容れないわけではない真実を両立させる試みすら行なわれなかったことなのである、と⁵⁶。

モスクワ市裁判所の公式サイトには、次のような前おきで始まるエゴーロヴァへのインタビューが掲載されている。

「先入観、権力またはオリガルヒへの従属、買収可能性についての絶えざる非難は、近年、ロシアの裁判システムの活動のほとんど欠かすことのできない一部となっている。そして、このような非難の矢の大半は、モスクワ市裁判所の方に飛んでゆく。これは、まったく自然なことだ。まさに、首都の市裁、地区裁で、刑事事件であれ民事事件であれ、名高い事件のほとんどすべてが審理されているからだ。『モスクワ市のスタンプ [Мосгорштамп]』—悪意に満ちた人たちは、すでにだいぶ前からモスクワ市裁にこのようなあだ名をつけている。」「そして、モスクワ司法界のもっとも秘密めいた、それゆえにもしかしたらもっともスキャンダラスな人物となったのが、モスクワ市裁所長オーリガ・エゴーロヴァなのである。彼女については、首都の市長ユーリー・リュシコフとの『友好』とか、まさに彼女が、あれこれの判決はどのようなものであるべきかについて決めているとかいった、まったく信じがたいたくさんの噂がゆき交ってきた」⁵⁷。

では、本当のところはどうなのであろうか？

ある論者は、エゴーロヴァは首都モスクワの裁判システムを「すべての職員が最終的にはひとりの人物、すなわち大臣に従属する省」として理解した、と評している⁵⁸。もちろん彼女自身は、「省」「大臣」という言葉は使っていない。とはいえ、司法を支配するのは所長ではなく裁判官なのであり、所長を行政的外観から解放し、「最年長の裁判官」が所長になるようにすべきだ、というある裁判所長の見解に真っ向から反論して、次のように述べている。第1に、裁判所は、誰かが率いなければならない国家権力機関なのであって、「最年長の裁判官」と呼ぼうと何と呼ば

うと、その者は「管理者〔администратор〕」となるほかはない。第2に、市裁判所長は、最高裁の立場を考慮しつつ市における裁判実務を決定する訴訟上の重要人物である。市裁所長は幹部会という市の最高審級を率いる、ということが法律に明記されている。第3に、これも法律に書かれているが、所長は裁判所における裁判手続を組織することになっている、と⁵⁹。

言うまでもなく、エゴロヴァは、裁判内容に介入することによって裁判官の独立を侵すようなことはありえない、と繰り返している。「私は、裁判官に電話して、いまだんな事件を扱っているのか教えてちょうだい、と要求することはできません。自分の行為に責任を負っているのは裁判官自身であって、その活動に関心をもつことすら、私にとっては根本的に非倫理的なのです」⁶⁰。「どんな判決を下すべきか裁判官に『示唆する』ですって？とんでもない！・・・もし裁判官に判決を押しつけることができるとしたら、もし裁判官が外からの影響に屈するとしたら、それは裁判官ではありません」⁶¹。同時に彼女は、こうも述べている。「確かに裁判官の独立はなくてはならないものですが、それを何でも許されるということに転化してしまうのを許すことはできません」⁶²、「事務渋滞、乱暴さ、裁判官倫理章典の違反等々といったケースに対して裁判官の責任を問うことが私にはできないとか、そうする権限はないとかいう理由を見つけることは私にはできません」⁶³、「判決を下すのは裁判官の仕事です。私は判決には介入しません。私がコントロールするのは事件審理の手続であり、審理の期間が守られているかどうか、裁判官たちの仕事の組織の仕方〔организация〕自体を点検するのです。私が裁判官たちを私のところに呼び、関心をもったのは訴訟自体の組織の仕方にてあって、下される判決の中味にはありません。裁判官の労働の組織の仕方に対して、私は長〔голова〕として責任を負っています。それは、所長としての私の直接の職務上の義務なのです」⁶⁴。

彼女が常に強調するのは、所長になったときモスクワにあったのは何年も滞った事件の山だった、ということである。レーズニクが「コルネーヴァの真実」という言葉で描いた現実を、エゴロヴァは引き継いだのである。そこで彼女は、地区裁判所をめぐり、何年も放置されていた事件のひとつひとつを自分で調べた、という。毎月の末には地区裁の所長たちを集めて会議を開き、何件残っているカリストを出させる。こうして彼女は、事件の滞貨が大幅に減少したことを誇っている⁶⁵。06年2月、モスクワの裁判所の前年の活動を総括するために開かれた会議において報告したエゴロヴァは、全体として首都の裁判所における刑事事件の審理がより質が高く迅速なものとなり、拘置所に収容されて裁判を待っている者の人数が00年の17000人以上から05年の6200人に減少したと述べたうえで、「よりよい裁判所」と「より悪い裁判所」とを名指した。これは、各地区裁所長の業績の判定が公然と告げられたに等しく、現にいくつかの裁判所では所長を交替させなければならなかった、と彼女は述べている⁶⁵⁻¹。業績評価の基準とされているのは、もはや事件の迅速な処理だけではない。裁判の「質」、すなわち上級裁判所に上訴され取消される判決の少なさもまた重要なポイントとされている。「もし判決が上級審によって取消されるとしたら、つまりは裁判官が確立した〔裁判〕実務に関心をもっていないか、事件の審理手続の違反があったか、等々だということです。いずれも許されることではありません。このような誤りに警告する目的で、事件の審理にさいしてあれこれの裁判官によってなされた違反について、裁判官集団の会議において私たちは公然と語っているのです」⁶⁶。こうして、所長の関心が、事件

の迅速な処理といった外面的なことだけではなく判決内容にも及んでいることを、エゴロヴァ自身が事実上認めている。「もちろん、裁判官に何か問題や困難が生じるということがあります。そのようなとき、私たちは集まってそれらを一緒に解決します。どんな裁判官でも——地区のでも市のでも——私か私の代理たちのところに来て質問することができます」。ここで言う「問題」や「困難」が裁判内容にかかわることを含んでいることは明らかである。「正しく判決を下し公正な刑罰を科すよう、裁判官たちに教えなければなりません。私たちは、助言によって援助を与え、経験を分かち合うことができます」と述べているからである。もちろん、「すべての裁判官は自分の事件について自主的に判決を下す義務を負っています」とただちに付け加えることを忘れてはいない⁶⁷。しかし、メーリコフの証言はもっと生々しい。毎月最後の金曜日、エゴロヴァは地区裁所長たちと会議を行なう。彼女は、事実上すべての係属中の事件について詳細な報告を提出することを裁判官たちに要求する。そのさい、有罪判決なら問題とされないが、無罪判決が下されると、そのような判決を下した裁判官を待っているのは、事細かな審問〔разбор〕である。事件の実質について釈明することを義務づけられるわけでも、無罪判決を下すことを禁じられるわけでもない。とは言え、無罪判決を下すことは有罪判決を下すよりも何倍も難しく、上級審（すなわちモスクワ市裁）で取消される可能性もはるかに高い、と⁶⁸。

こうしてモスクワでは、「仕事に対するぞんざいな態度や連邦法に対する無知によって不法な判決を下した裁判官」との、解任に至るまでの「非妥協的な闘争」⁶⁹が行なわれている。エゴロヴァから見た裁判システムを「すべての職員が大臣に従属する省」と要約した前記の論者は、この「非妥協的な闘争」の帰結について、次のように述べている。

「彼女がやってきてから、モスクワ市裁判所における雰囲気は著しく変化した。自分の意見をもつことは、裁判官の美点から欠点に転化した。新たなやり方を受け入れない者は辞表を提出することを余儀なくされた。自発的にそうすることを望まない者は資格審査会をつうじて追い出された」⁷⁰。

2) 所長の権力

それでは、エゴロヴァにこのように辣腕を振ることを可能にしている制度上の根拠は何であろうか。

第1は、エゴロヴァ自身が指摘している審級上の地位である。モスクワ市裁をはじめとする州級裁判所には、所長・副所長を含む若干名⁷¹の裁判官からなる幹部会が置かれている。幹部会は、所長の提案にもとづいて民事部・刑事部の裁判官の構成を定め、各部の部長の報告を聴取するなどの権限をもつほか、「法令の正しい適用」について管下の地区裁判所に「援助」を与えることになっている。さらに、刑事事件を例にとると、治安判事が第一審となる事件では地区裁が控訴審、市裁刑事部が破毀審、地区裁が第一審となる事件では市裁刑事部が破毀審で、この段階で判決に効力が生じるが、効力を生じた判決に対する見なおしを監督手続で行なう権限もっているのが幹部会である。その意味で、幹部会が市における最高審級であるというエゴロヴァの指摘は正しいが⁷²、所長は合議体である幹部会の長にすぎない。だが、監督審を求める当事者の申立てを事前審査する単独裁判官が却下した場合、これを覆して監督審の開始を求めるという、単独

で行使しうる権限をも所長は持っている。以上のようないくつかのルートをつうじて、市裁所長は、地区裁・市裁の裁判官とその判決に影響力を行使しうる立場に立っているのである。

第2に、所長は、あれこれの考慮にもとづいて裁判官のあいだに事件を配分している⁷³。考慮事由のひとつとされているのは、個々の裁判官の経験や負担である。パーシンに対する最初の解任事件において当時の所長コルネーヴァは、パーシンには他の経験豊富な裁判官と比べてより難しくない事件が配分された、と証言している⁷⁴。エゴロヴァは、優秀な裁判官にいろいろな事件を担当させ、最高裁に引き立てられてゆくような裁判官に育てていることを示唆している⁷⁵。しかし、このような“さじ加減”が認められている以上、それが裁判官の統制のために恣意的に用いられる可能性があることも否定することができない⁷⁶。エゴロヴァがクデーシキナからザイツェフの事件を「取り上げた」のがその端的な事例であった⁷⁷。

第3に、裁判官の資格認定〔квалификационная аттестация〕制度がある。最高級および1～5級の6段階からなり、級に応じて基本給に対する付加給が支給されることになっている。モスクワ市裁の判事の場合、3級から1級までの資格が認定される。3級から2級に上がるためには4年、2級から1級に上がるためには5年の在級期間が要求され、所定の年数が経過すると、所長の提案または本人の申請にもとづいて裁判官資格審査会が資格認定を行なう。そのさい、所長によって作成され「裁判官の職業活動、その実務的および道徳的資質の評価」を反映した評価書〔характеристика〕が提出され、判断材料とされるのである⁷⁸。

第4に、俸給以外の面でも、物質的利益の配分が裁判官に対する所長の影響力の源泉となっている。とくに重要なのは住宅の配分である⁷⁹。連邦憲法によれば、裁判所への資金供給は「もっぱら連邦予算によって」行なわれ、「司法の完全かつ独立した実現の可能性」を保障するものでなければならない(124条)。しかし実際には、連邦予算が保障しているのは裁判官の俸給をはじめ実際の必要の半分程度であると言われ、残りは連邦構成主体の行政政府に依存しているのが現状である。エゴロヴァが「司法の宮殿」と呼ぶ市裁の豪華な新庁舎の建設は、彼女自身が認めるように、連邦権力とモスクワ市長リシコーフの理解のもとに⁸⁰、すなわちモスクワ市からの財政支援があって初めて可能となったものであった⁸¹。裁判所や裁判官の物質的状态の地元の執行権への依存は、執行権が所長を介して裁判官に影響力を及ぼす可能性を与えている。

最後の決め手は、裁判官の人事に対する所長の発言権である。裁判官資格審査会は裁判官候補者を審査したうえで推薦する決定を行なうが、所長は、資格審査会の決定に不同意の場合は資格審査会に差戻すことができる。審査会が当初の決定を維持するためには、3分の2の特別多数が必要である。前述したように、2005年4月の裁判官地位法改正によって、裁判官資格審査会が推薦する候補者は1名または数名となった。他の条文には手が触れられていないため、所長が連邦最高裁長官または最高仲裁裁長官に提案すべき候補者は単数形のままとされている。とすると、裁判官資格審査会が複数の候補者を推薦したとき、1名に絞るのは所長だということになり、所長の権限は著しく強化されたことになる。

所長はまた、裁判官資格審査会に懲戒の発議を行なう権限をもっている。発議権者以外の者から審査会に寄せられた申立ては所長に回付され、所長は懲戒の発議を行なうかどうか判断を下すことになる⁸²。市のレベルにおける最終決定権は所長ではなく裁判官資格審査会にあるが、エ

エゴロヴァは彼女の主張に必ずしも同意しない審査会会長を辞任に追い込み、モスクワ市裁判事を後任の会長にすることによって審査会をその影響下に置いた、と見なされている⁸³。こうしてエゴロヴァは、彼女が好ましくないと考える裁判官の再任を阻止し、あるいは解任または辞任に追い込むことに成功してきたのである。

こうして、エゴロヴァを「大臣」になぞらえることはできるとしても、「宮殿」に住むとはいえ「君主」であるわけではない。「大臣」には、その上に任命権者がいるからである。

裁判所長の任期は6年（連続2期まで）と限定されているが、任命手続は一般の裁判官と基本的に同一の型に属する。すなわち、空席ができる場合には公募が行なわれ、最高裁判官資格審査会による審査の結果、肯定的な意見があることを条件に、連邦最高裁長官の提案にもとづいて大統領が任命する⁸⁴。大統領による任命は形式的な行為ではない。大統領のもとには連邦裁判所裁判官候補者事前審査委員会⁸⁵が置かれ、実質的な審査が行なわれている。エゴロヴァの場合、コルネーヴァが所長の職を辞したあと所長代行となったのは1999年9月、所長に任命されたのは2000年12月である。この間、一度は任命を拒否されていることから、彼女の任命は手続的に違法であり⁸⁶、不透明なものであったとの批判がある⁸⁷。真相を確認することは困難であるが、いずれにしても、大統領府において適格性が慎重に吟味されていることは間違いなく⁸⁸、とりわけ各種の重要事件を扱う首都の裁判所長には、大統領府の観点から見た政治的信頼性がこのほか求められている、と見てよい。言い換えれば、エゴロヴァの権力は大統領府の政治的信任によっても支えられているのである⁸⁹。

3) 「モスクワ市のスタンプ」・「バスマンヌィ司法」

エゴロヴァが裁判官に及ぼしている影響力の内容、その方向性は何か。裁判官たちに彼女が求めているのが、上訴されず、されても覆されないという意味で「正しい」判決を迅速に下すことであるのは、彼女自身も認めており間違いない。それだけではなく、クデーシキナやメーリコフが自らの体験をも踏まえて主張しているように、訴追側に有利な決定や判決を下すことをも「正しい」ものとして求めているのであろうか。

「モスクワ市のスタンプ」という揶揄は、モスクワ市の裁判所は訴追側の主張を追認するばかり、という批判的な眼差しを物語るものにはほかならない。2003年10月、石油会社ユーコス社長ホドルコフスキーの逮捕に始まった脱税その他の容疑による取調べと公判をつうじて、さらに「バスマンヌィ司法 [Басманное правосудие]」という言葉も流行するに至った。バスマンヌィ地区裁判所は最高検察庁の所在地にあり、同裁判所は、最高検の求める勾留・勾留延長請求などをことごとく認容したからである。

05年のモスクワの裁判所における無罪率は0.35%であったことをエゴロフは明らかにしている⁹⁰。クデーシキナは、メーリコフと同様に次のように主張する。モスクワ市裁でだけではなく、地区裁でも、裁判官たちは無罪判決を下したがる。裁判官たちは恐れている。なぜなら、彼らはのちに、なぜ無罪判決を下したかを地区裁所長と市裁所長とに報告させられるからだ。検察庁は、有罪判決が下されるよう、自分の面子と制服の名誉が守られるよう、あらゆることを行なっている。「モスクワ市裁所長は、最高検との非常に温かい関係をもっているため、無罪判決

を下すのを妨げることによって彼らが制服の名誉を保つのを助けている」⁹¹。

「バスマンヌィ裁判所はあるが、『バスマンヌィ司法』などと呼ばれるものはない」——エゴロヴァはこのように答える。それは判決に不満な弁護士たちが言い出したものに過ぎない、と⁹²。しかし、あるインタビューの中で彼女は次のように述べたことがある。

「私たちは、モスクワ市検事アヴデーコフと次のように約束しました。尋常でない事態が発生したら、彼はそれについて検察官たちと実務会議を開く。私は、裁判官たちとしかるべき協議を行なう。つまり、私たちは全力をあげてコンセンサスをめざすのです。こうして、論議を呼ぶようなケースは少なくなりました」。この発言は、重い刑なのに執行猶予が付くという判決例をめぐるやりとりの中で出たものであり、エゴロヴァは、問題のある判決について検察庁の注意を喚起した、と特定の判決をめぐる自らがとった行動について語っている⁹³。

モスクワ市裁における前述した06年2月の会議には、モスクワ市のリュシコフ市長とプロニン内務管理局長が出席している。首都の警察の責任者プロニンは、モスクワにおける犯罪の増加は、犯罪の約60%が市外からやって来たものによって行なわれている事実と関連しているとしたうえで、裁判所はしばしば彼らの身柄の拘束を求める申立てを却下し、そのことによって市外から来た違反者がモスクワを立ち去るチャンスを与えている、と不満を述べた。続いてリュシコフも、物質的狀態の改善を裁判官たちに約束する一方、非合法的な移民をモスクワから立ち退かせる問題にかかわる事件について、裁判所の活動の「指標を改善」しなければならないと要求した。「昨年、28700人が立ち退かされた。問題の規模に照らせば、これは正しくなく、取るに足らない数字だ」⁹⁴。メーリコフの下した判決に対する批判を想起させる発言である。これに対するエゴロヴァの応答（その有無）は記録されていない。しかし、彼女の一連の発言に照らして見れば、裁判所に対する執行権の圧力だとしてはねつけた、とは考えにくい。

こうして、80年代末以来の司法改革をつうじて理念的には放棄したはずの、警察や検察と協調する「法秩序維持機関としての裁判所」という観念⁹⁵が、執行権の側にだけでなく、有力な裁判所幹部のあいだでも生き続けているように見える。そうだとすれば、エゴロヴァを「教養ある独立したプロフェッショナル」と評し、検察界では彼女に圧力を加える可能性があるかといった話題は笑い以外の何をも引き起こさない、というヴィシニャコーヴァ最高検情報局長の言葉⁹⁶は、圧力を加える必要がないほど「温かい」両者の関係を物語るものにほかならない、ということかもしれない。

パーシンは、裁判所長の占めている位置を次のように要約する。大統領当局は所長たちを指揮し、所長たちは裁判官たちの「見張り番をする」。裁判官資格審査会は、そのような所長の意思の増幅器として機能する。改革は頓挫し、裁判官共同体はいっそう権力に従属的なものとなった、と⁹⁷。

おわりに

2004年11月末から12月はじめにかけて開催された裁判官共同体の最高機関、第6回全ロシア裁判官大会は、その総括的決定⁹⁸において、裁判官の独立を脅かすいくつかの要因、未解決の問題について、次のように指摘している。

第1に、裁判官の独立の制度的保障を脅かす立法権による法改正の試み。例えば、2004年9月の連邦会議（上院）の法改正案は、最高裁判官資格審査会を上院の任命とし、裁判所行政をつかさどる連邦最高裁付置裁判局総局長は、裁判官評議会の意見を考慮し最高裁長官の提案にもとづいて大統領が任免するとしている。これでは、裁判局は事実上執行権の機関となってしまう、裁判所は経済的依存関係に陥る。第2に、相も変らぬ予算不足。確かに第5回裁判官大会以降、裁判所予算は著しく増加した。しかし、裁判所への資金供給は司法の完全かつ独立した実現の可能性を保障するものでなければならないという憲法の規定を政府は実現しておらず、必要の50%しか充足されていない。通常裁判所の施設不足、裁判官と裁判所職員の住宅問題も未解決である。第3に、裁判官とその家族に対する暴力的攻撃。3年間に7名の裁判官と4名の家族が殺され、100名以上の裁判官が暴行などの被害者となった。とくに、治安判事の安全の問題は深刻である。しかし、内務機関は、裁判官とその家族の安全を保障するための計画を持っていない。捜査はしばしば受動的であり、未解決に終わっている。警備に責任を持つ執行官は司法省の管轄で裁判所長に服属していない。第4に、マスメディアの不適切な論調。中央地方のマスメディアが司法権の機関の腐敗について書いているが、しばしば事件の審理や判決について恣意的に解釈し、推測でものを言っている。裁判官共同体は、中傷された裁判官の名誉と尊厳を積極的に擁護しなければならないが、腐敗と否定的な世論を予防し裁判機関の権威を高めるために、情報公開に力を入れる必要もある。

大会決定は、裁判官共同体内部にも眼を向け、深刻な法違反を犯し、資格に欠け、専門家の名に値しない裁判官が長い間裁判官の権限を奪われず、しばしば同僚のあいだで正しくない同情を得ているケースがある、裁判官集団はたまたま法服を着ることになったような裁判官と断固として手を切らなければならない、として迅速な淘汰の必要性を指摘している。しかし、ここには、このような自己規律のメカニズムの中に、裁判官の独立を侵害する契機が孕まれている少なくとも可能性がある、という認識は窺われない。裁判官共同体の最高機関にそのような自己省察的認識、あるいはその表明を期待することはそもそも無理だ、と言うべきなのであろうか⁹⁹。

注

- (1) 坂口は、「中国において裁判が独立できない（していない）要因」をめぐる先行研究を検討し、(1)「党の指導」貫徹のため、(2) 司法（裁判）の性格が行政的であること、(3) 裁判官の資質が低いことの3点が指摘されているとしたうえで、裁判官の資質が向上すれば裁判官の独立が達成できるわけではないという意味で、(3)は決定的な要因ではないという点についてはほぼ異論がないものと考えられる、と述べている（坂口一成「現代中国における『司法』の構造（1）一徹打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？」『北大法学論集』57巻2号、2006年、16～24頁を参照）。
- (2) フットは、「自民党の利益に反するような判決を出した裁判官が、その後の昇進の過程で不利な扱いを受けたか」を検証した結果、「日本の司法の独立性は、実質的に制約されている」とし、最高裁事務総局によって操作された体制を「最終的に支配」しているのは自民党そのものであると結論したラムザ

イヤーおよびラスムーセンの見解と、日本の裁判官は世界中でもっとも政治的に独立性の高い裁判官であり、司法府は「自己規律的な専門家の集まり」であるとしたうえで、下級裁の裁判官が彼らの出した判決のいかんによって昇進において不利益を受けることがあるのは、政治家ではなく最高裁事務局の意思によるものだとするヘイラーの見解とを比較し、司法の独立を裁判所の政治権力からの独立の問題として捉えるならば両者の解釈の違いは決定的に重要であるが、個々の裁判官が独立して判断を下しているかという観点から捉えるならば、「二つの解釈の違いはないに等しい」と論じている。そのさい注目されるのは、彼が、裁判官が不利益を与えられている理由として、政治的信条よりも「事件処理の効率性」および判例を逸脱し上訴審で覆されるということがないという意味での「判決の正確さ」に着目していることである（ダニエル・H・フット／溜箭将之訳『裁判と社会—司法の「常識」再考』NTT出版、2006年、181～187頁）。後述するように、ロシアにおいても類似の構図を見て取ることができるが、これらの「非政治的」評価基準も、裁判官の独立の観点から見て“危うさ”を孕んでいる、と筆者は考えている。

- (3) これを裁判官の独立の問題として扱うことには異論もありうるが、本稿では、その問題系列に含まれるものとして位置づけることにしたい。
 - (4) 筆者は、司法〔правосудие〕の概念とかがわって、судебная властьを「司法権」と訳すか「裁判権」と訳すかという論点がありうると考えているが、本稿のテーマにはかかわらないので、一般的な「司法権」という言葉を採用しておく。
 - (5) 小森田「ロシアにおける刑事司法の構造転換—被疑者・被告人の権利の視点から」広渡清吾他編『小田中聰樹先生古稀記念論文集 民主主義法学・刑事法学の展望・下巻』日本評論社、2005年を参照。
 - (6) ВСНД и ВС РФ, 1992, № 30, ст. 1792.
 - (7) СЗ РФ, 2002, № 11, ст. 1022.
 - (8) 第6回大会の代議員総数は、671名であった（《Судья》, Ноябрь 2004 г. (спецвыпуск), с.5）。
 - (9) 「社会」代表と大統領代表については、35歳以上で高等法学教育を修了し、国家または自治体の職務に従事しておらず、弁護士ではない者という要件が付されている。
 - (10) 小森田「体制転換と司法改革——ポスト社会主義ポーランドの文脈」『社会体制と法』2号、2001年、33～34、38頁を参照。
 - (11) 2005年4月の裁判官地位法改正によって、「または数名」がつけ加えられた。
 - (12) 連邦最高裁および最高仲裁裁の裁判官は、それぞれ連邦最高裁長官および最高仲裁裁長官の意見を考慮した大統領の提案にもとづいて、連邦会議（上院）が任命する。管区仲裁裁判所の裁判官は、最高仲裁裁長官の提案にもとづいて、大統領が任命する。
 - (13) 下級裁判所から移る場合に限られるわけではない。例えば、検察官から任官する場合もある。
 - (14) 《Советская юстиция》, 1993, № 23, с.31.
 - (15) 《Советская юстиция》, 2005, № 1-2, с.33-34.
 - (16) 《Вестник Высшей Квалификационной Коллегии Судей Российской Федерации》, Выпуск 3, 2004, с.124.
 - (17) Обзор результатов деятельности за 2005 год (http://www.vkks.ru/print_page.php?id=145).
- ちなみに、2004年11～12月の第6回全ロシア裁判官大会の時点における通常裁判所と仲裁裁判所の裁判官総数は、27181人である（《Судья》, Ноябрь 2004 г. (спецвыпуск), с.5）。

- (18) 2004年度の「最高裁判官資格審査会通報」は、連邦構成主体裁判官資格審査会および最高裁判官資格審査会による懲戒事件の決定を実名入りで掲載している。裁判文書の偽造24件、実体法・手続法の違反40件、事務渋滞20件、労働規律違反10件、裁判官倫理違反11件、その他の違反7件がその内訳である（《Вестник Высшей Квалификационной Коллегии Судей Российской Федерации》，Выпуск 3, 2004, с.59-121）。
- (19) С.Пашин (сост.), Концепция судебной реформы в Российской Федерации, Москва, 1992.
- (20) 以下は、主として「ロシア司法」誌に掲載された7月21日の最高裁判官資格審査会の決定の抜粋および9月16日の連邦最高裁判事部の決定による（Судья Сергей Пашин против квалификационной коллегии судей, 《Российская юстиция》，№ 4, 1999, стр.56-59）。
- (21) 判決文は290頁近くに達するものであった。裁判官資格審査会では、検察官の主張を受けて、判決文の全文が朗読されなかった（刑訴法典318条違反）ということが、パーシンの解任を根拠づけるふたつの理由のひとつとされた。連邦最高裁は、証人の証言がまちまちであるため、この点は立証できないとしたが、朗読には少なくとも3時間は要したと見られる（Судья Сергей Пашин..., с.58-59; Л.Шаров, Белая ворона правосудия, 《Общая газета》，4-10 июля 1998 (<http://www.advocat.aaanet.ru/Sudia%20Pashin.htm>))）。
- (22) А.Ларин, Этот “неудобный” Пашин, 《Литературная газета》，№ 29, 15 июля 1998 г.
- (23) 1981年に刊行され、ソ連検事総長第一代理とロシア最高裁長官によって編集されたこのコメントールは、「合議室が裁判官の執務室にあるときは、電話による裁判官の会話は、当該事件に関連した問題についてだけでなく、事件にかかわらないあらゆる他の問題についても許されない」と述べている。まさに「電話法」を想定しているかのようなのである（А.М.Рекунков и А.К.Орлов (ред.), Комментарий к Уголовно-процессуальному кодексу РСФСР, Москва, 1981, с.362-363）。
- (24) 最高裁が正しいとする解釈によれば、判決文の執筆に長時間を要する場合でも、裁判官が執筆を続けているあいだ、参審員は合議室内にとどまってひたすら待ち続けていなければならないことになる。果たして現実的であろうか？
- (25) ステツォフスキーがそのひとりであろう（Заключение Ю.И.Стецовского, доктора юридических наук, профессора, заслуженного юриста РФ (<http://www.advocat.aaanet.ru/Sudia%20Pashin.htm>))）。
- (26) С.Пашин, Российский суд присяжных вчера и сегодня, 《Знамя》，1996, № 6, с.185（小森田『ロシアの陪審裁判』東洋書店、2003年、29～30頁）。
- (27) Ларин, Этот “неудобный”...
- (28) С.Пашин, Обжалование арестов, Общественный центр содействия реформе уголовного правосудия, 1997 (http://index.org.ru/ostrova/pashin/p_cont.html) .
- (29) この判決は、98年7月20日、連邦最高裁判事部によって破棄され、モスクワ市裁に差戻された。
- (30) Шаров, Белая ворона...
- (31) 「毛色の変った人」という意味。
- (32) 憲法59条3項は、そのような権利を市民に認めている。しかし、代替的市民役務についての法律が制定されたのは、ようやく2002年7月のことであった。
- (33) Дело Дмитрия Неверовского. Приговор с комментариями (<http://www.hro.org/actions/never/>)

- verdict.htm) .
- (34) Дело Дмитрия Неверовского. Приговор от 26 июля 2000 года (http://www.hro.org/actions/never/prig_07_20.htm) .
- (35) А.Политковская, Товарищеский суд, 《Новая газета》, № 27, 6 июля 2000 г. (<http://2000.novayagazeta.ru/nomer/2000/27n/n27n-s06.shtml>) .
- (36) 市資格審査会は、最初の事件では全員一致でパーシンの解任を決めたが、今度は 10 名が賛成したのに対して、3 名は反対した (<http://www.advocat.aanet.ru/Sudia%20Pashin.htm>)。
- (37) Ф. Стеркин, Судейский рецидив, 《Время новостей》, № 8, 19 января 2001 (<http://www.vremya.ru/print/5506.html>) .
- (38) エゴロヴァの経歴については、モスクワ市裁判所の公式サイト (<http://www.mos-gorsud.ru/sud/chief/egorova/>) を参照。
- (39) 2005年3月、クデーシキナは2度にわたってアペールしたにもかかわらず回答がなかったとして、「ノヴァヤ = ガゼータ」紙にプーチン大統領宛の公開書簡を発表している (О.Кудешкина, Открытое письмо Президенту РФ В.В.Путину, 《Новая газета》, 14 марта 2005 г. (<http://2005.novayagazeta.ru/nomer/2005/18n/n18n-s42.shtml>))。事件の経緯については、おおむねこの公開書簡による。これ以前になされた彼女の数多くの発言をインターネット上で読むことができるが、これがもっとも詳しい。一方、この事件についてのエゴロヴァの発言に筆者は接することができていない。あるインタビューにおいて、聞き手が「わが裁判所は検察庁と、モスクワ市裁はとりわけ最高検と緊密に協力している」というクデーシキナの発言に言及しているが、彼女自身の事件については触れておらず、したがってエゴロヴァの答えも一般論に終わっている (О.Егорова (беседа), У нас нет 《басманного правосудия》. (<http://www.mfit.ru/power/opinions/op37.html>))。
- (40) クデーシキナによれば、ふたりの会話から彼らが結託して行動しており、それによって検察官の奇妙な行動の説明がつく、と理解したという。
- (41) ただし、裁判長は、検事の裁可なく捜索を行なう (事後に報告する) ための情報を持っていたとするザイツェフの主張は覆されておらず、犯罪構成要件に該当しない、として少数意見を述べている。
- (42) この批判を受けて、クデーシキナは立候補を取り下げた。
- (43) 因果はめぐると言うべきか、パーシンを解任する決定を下したときの会長である。
- (44) <http://www.vokruginfo.ru/news/news4714.html>.
- (45) クデーシキナによれば、この書簡には、エゴロヴァが司法に不法に介入したという事実は確認されなかったとは書かれていない、という。
- (46) <http://www.forextimes.ru/news/hnews10271.htm>.
- (47) 2004年12月9日の「モスクワのこだま」におけるインタビュー (<http://www.echo.msk.ru/guests/10107/>)。
- (48) http://www.supcourt.ru/архив_out/TEXT.PHP?id_text=68051&i1text=
- (49) 刑訴法典 25 条に根拠がある。
- (50) <http://www.echo.msk.ru/guests/10107/>.
- (51) Егорова (беседа), У нас нет...

- (52) <http://www.echo.msk.ru/guests/10107/>.
- (53) メーリコフは、**судебный арест** と表現している。92年に始まったのは、検察官の裁可による勾留に対する不服申立てを裁判所が審査する制度である。2001年に制定された新刑事訴訟法典によって、勾留の裁可権限そのものが裁判所に移った（小森田編『現代ロシア法』東京大学出版会、2003年、160、165頁（小森田執筆）を参照）。
- (54) <http://www.echo.msk.ru/guests/10107/>。
ここで取り上げた3人は、自らに降りかかった事件のある局面で、いずれも「モスクワのこだま」などメディアにおいて公然と裁判所批判を行なっている。とくに、クデーシキナの場合、そのことが解任の直接の理由とされた。04年12月はじめに第6回全ロシア裁判官大会が採択した「裁判官倫理章典」には、「マスメディアの代表者との相互関係における裁判官の行為準則」として、次のような一節がある。「裁判官は、裁判所において手続が行なわれている事件の実質について、それについて下された決定が法的効力を生じるまでは、おおやけの声明を行ない、判決について注釈を与え、プレスにおいて発言する権利を持たない。裁判官は、おおやけに、職業活動の枠外において、法的効力を生じた裁判所の決定を疑問視し、自らの同僚の職業活動を批判する権利を持たない」。93年のロシア連邦裁判官名誉章典にも、ほぼ同様な規定がある。これらに照らして、彼らの行為はどう評価されるか、逆にこのような倫理規範そのものを妥当なものとするかという論点があるが、ここでは立ち入らない。
- (55) ロシア語では、大目に見る態度を指す否定的なニュアンスで「リベラリズム」という言葉が用いられることが少なくない。
- (56) Г.Резник: Если адвокат в процессе защищает себе сам, значит, его подзащитный – дурак, 《Российская юстиция》, № 3, 1999, с.59-62.
- (57) О.Егорова (беседа), Кроме суда в моей жизни ничего не было (http://www.mos-gorsud.ru/news/?act=show_news&id=9). 《Время Новостей》という新聞の記者を聞き手として2005年末に行なわれたと見られるこのインタビューは、メディアの前に出ることを好まないと言われるエゴローヴァに思うがままに発言する場を提供したものである。「噂」に触れた質問も一部あるものの、エゴローヴァの答えは「法律に則ったもの」という形式的なもので、記者の突っ込みも欠けている。他にもいくつかインタビューがあるが、自分の行為は適法なもの、解任された裁判官は違法性のゆえ、というエゴローヴァの論法は一貫している。
- (58) И.Корольков, Начальник правосудия, 《Московские Новости》, № 16, 2004 (<http://www.mn.ru/issue.php?2004-16-29>) .
- (59) О.Егорова (беседа), Должность судьи – вершина карьеры юриста, 《Судья》, № 7, 2005, с.5. 「裁判手続〔судопроизводство〕を組織する」という表現は正確ではない。法律は、裁判所長にそのような権限は与えていない。
- (60) О.Егорова (беседа), Человек судебной системы, 《Литературная газета》, № 40, 2002.
- (61) Егорова (беседа), Должность..., с.6.
- (62) Егорова (беседа), Человек...
- (63) Егорова (беседа), Должность..., с.5.
- (64) Егорова (беседа), У нас нет...

- (65) Егорова (беседа), Кроме суда...
- (65-1) Худшими судами Москвы названы Басманный и Пресненский (<http://www.novoemnenie.ru/lenta/547p.html>) .
- (66) Егорова (беседа), У нас нет...
- (67) Егорова (беседа), Кроме суда...
- (68) <http://www.echo.msk.ru/guests/10107/>.
- (69) Сама судик я судила..., 《Московский Комсомолец》, 19.02.2005 (<http://www.mk.ru/numbers/1507/article48548.htm>) .
- (70) この記事には、モスクワ市裁を辞めた裁判官の氏名が列挙されている。2001年はパーシンを含む12名、2002年は10名である。そのうち、2001年の4名がモスクワ市裁の提案による解任、残りすべては「本人の希望による」辞任となっている（Корольков, Начальник...）。
- (71) モスクワ市裁では9名。
- (72) 市裁幹部会の監督審決定は、それはそれで連邦最高裁判事部における監督審の対象となる。エゴロヴァが「最高裁の立場を考慮しつつ」と述べているのは、このことを背景にしている。市裁が第一審となる事件の破毀審は連邦最高裁判事部である。審級制度については、小森田「ロシア法」(北村一郎編『アクセスガイド外国法』東京大学出版会、2004年) 280～281頁を参照。
- (73) 裁判の公正という観点から見て重要な意味をもつこのような権限の法的根拠を、筆者は確認できていない。2003年4月に連邦裁判官評議会によって承認された「典型裁判所就業規則」では、所長の権限のひとつとして「裁判所長代理および裁判官のあいだで任務〔обязанности〕を分配する」ことが挙げられており、これが根拠となるのかもしれない。
- (74) 沿海地方裁判所のラージェフ所長（当時）も、筆者の質問に対して、個々の裁判官の負担の状況を考慮して所長が事件を配分するのは当然であり、機械的に配分するようなことは考えられない、と語っている（2002年3月4日）。
- (75) Егорова (беседа), Кроме суда...
- (76) Судья без начальника (<http://www.publicverdict.org/ru/articles/articles/6181206.html>) .
- (77) クデーシキナは、「裁判所長による裁判官への事件の恣意的な配分手続」を改めるべきことを主張している（Кудешкина, Открытое письмо...）。
- (78) 裁判官の資格認定についての規程（1993年3月13日、ロシア連邦最高会議決定）。
- (79) Судья без начальника...
- (80) Егорова (беседа), Человек... ちなみに、同じインタビューの中でエゴロヴァは、彼女がリュシコフの「シュピーゲル」誌に対する名誉毀損事件の審理を担当し、市長を勝たせたことを引き合いに出し、これはエゴロヴァが賄賂を受け取ったという事実無根のことを書きたてた者への教訓だ、と語っている。
- (81) Егорова (беседа), Кроме суда...
- (82) 裁判官共同体法 22 条 1 項、2 項。
- (83) 裁判官資格審査会会長クプリアーノヴァとエゴロヴァとの角逐については、http://moscow.hrights.ru/sud/data/sud03_03_2002-3.htm を参照。

- (84) 裁判官地位法 61 条 6 項。
- (85) 2004 年 7 月 29 日の大統領令によって承認された委員会は 18 名によって構成され、連邦裁判官評議会議長、最高裁判官資格審査会会長、連邦最高裁長官、最高仲裁裁長官という 4 名の裁判所最高幹部と連邦最高裁裁判局総局長のほかは、クデーシキナ事件においてエゴロヴァと電話で意思疎通したとされる検事総長第一代理をはじめ、裁判所外の高官によって占められている。
- (86) クデーシキナは、裁判官地位法 6 条 19 項が、退けられた所長・所長代理候補は 1 年を経過したのちでなければ再び候補者となることはできないと定めていることから、エゴロヴァの任命は違法なものであった、と主張している (Кудешкина, Открытое письмо...)。
- (87) エゴロヴァの夫が連邦保安庁の将軍であることから、「仲間うちの連帯感」が働いたのではないかと、といった憶測も語られている (Корольков, Начальник...)。
- (88) パーシンは、大統領府の裁判官候補者事前審査委員会をまったく違法なものと呼び、彼らは「無罪判決の好きな裁判官」のリストを作り、「強情を張る」なら次はないと言って裁判活動をコントロールしている、と批判している (С.Пашин, Урок дан. Судьи поняли: хочешь сделать карьеру – будь послушным, 《Адвокатура в России》, <http://www.advokatrus.ru/doc/457>)。
- (89) モスクワで生じているような事態は、首都であるがゆえの、あるいは所長の強烈な個性に由来する例外的なものなのか、それとも、一般性をもつものなのか、という問題が残る。さしあたり、エカテリンブルクの事例を取り上げたアンナ・ポリトコフスカヤ／鍛原多恵子訳『プーチニズム——報道されないロシアの現実』(NHK 出版、2005 年) 152～154 頁を参照。
- (90) Худшими судами... この数字の意味するものについて、エゴロヴァは直接には語っていない。
- (91) <http://echo.msk.ru/news/220648.phtml>.
- (92) Егорова (беседа), У нас нет...
- (93) このインタビューでは、聞き手自身が訴追側の視点に立って問題を設定している。Егорова (беседа), Человек...
- (94) Худшими судами...
- (95) 小森田編『現代ロシア法』44 頁 (小森田執筆) を参照。
- (96) <http://echo.msk.ru/news/220648.phtml>.
- (97) Пашин, Урок дан...
注目されるのは、このような中で所長のあり方が論議の対象となりつつあることである。「戦略研究センター」〔«Центр стратегических разработок»〕財団の В. ユジャコフは、所長は裁判所内においては誰にも従属せず、任命権者に従属しているという観点から、裁判官による所長の選挙制を (理想的なものではないことを認めつつ) 提案している。これに対してパーシンは、重要なのは所長が裁判官に対していかなる権力的・命令的権限をもたないようにするということであり、すべての裁判官が輪番で所長を務めればよい、とする (Судья без начальника...)。
- (98) Постановление VI Всероссийского съезда судей г. Москва 2 декабря 2004 г. О состоянии правосудия в Российской Федерации и перспективах его совершенствования (http://www.vkks.ru/ss_detale.php?id=23).
- (99) わずかに注目されるのは、第 6 回全ロシア裁判官大会における報告のなかで、最高裁判官資格審査

会会長のクズネツォーフが、裁判官候補者の評価のプロセスをいっそう民主化すべき時期が来たとし、裁判所の長だけでなく裁判官集団をそこに組み込むことを主張していることである（Доклад Председателя Высшей квалификационной коллегии судей РФ В.В.Кузнецова, 《Российская юстиция》, 2005, № 1-2, с.17）。